

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和3年11月25日

【開催日】 令和3年11月25日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時15分～午後1時44分

【出席委員】

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 分科会長 | 松尾数則  | 副分科会長 | 白井健一郎 |
| 委員   | 大井淳一朗 | 委員    | 奥良秀   |
| 委員   | 福田勝政  | 委員    | 山田伸幸  |
| 委員   | 吉永美子  |       |       |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

|                  |       |                        |       |
|------------------|-------|------------------------|-------|
| 副市長              | 古川博三  |                        |       |
| 福祉部長             | 兼本裕子  | 福祉部次長兼社会福祉課長           | 岩佐清彦  |
| 福祉部次長兼健康増進課長     | 尾山貴子  | 高齢福祉課長                 | 麻野秀明  |
| 高齢福祉課主幹          | 大井康司  | 高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 | 荒川智美  |
| 高齢福祉課介護保険係長      | 藤永一徳  | 障害福祉課長                 | 吉村匡史  |
| 障害福祉課課長補佐        | 松本啓嗣  | 障害福祉課障害福祉係長            | 三隅貴恵  |
| 障害福祉課障害支援係長      | 岡手優子  | 子育て支援課長                | 長井由美子 |
| 子育て支援課主査兼保育係長    | 野村豪   | 子育て支援課子育て支援係長          | 西村真愛  |
| 国保年金課長           | 亀崎芳江  | 国保年金課課長補佐              | 伊藤佳和子 |
| 国保年金課主査兼年金高齢医療係長 | 岩壁寿恵  | 国保年金課主査兼国保係長           | 鈴木一史  |
| 健康増進課課長補佐        | 大海弘美  | 健康増進課主査兼健康管理係長         | 林善行   |
| 健康増進課健康増進係長      | 山本真由実 |                        |       |
| 市民部長             | 川崎浩美  | 市民部次長兼環境課長             | 梅田智幸  |
| 市民活動推進課長         | 河上雄治  | 市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長     | 西崎大   |
| 市民活動推進課主任        | 増本順之  |                        |       |
| 環境課主幹            | 湯浅隆   | 環境課生活衛生係長              | 山根和之  |
| 総務部次長兼人事課長       | 辻村征宏  |                        |       |

【事務局出席者】

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 議会事務局次長 | 島津克則 | 庶務調査係長 | 田中洋子 |
|---------|------|--------|------|

【付議事項】

- 1 議案第80号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第13回）について

松尾数則分科会長 一般会計予算決算常任委員会民福祉分科会を開会します。  
執行部の説明を求めます。

辻村総務部次長兼人事課長 人事課からは人件費全般について御説明させていただきます。これは特別会計等も含めて、議案第 80 号令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 13 回）のうち、人件費については、人事異動に伴う決算を見決算を見込んだ人件費の調整となります。説明は以上です。

松尾数則分科会長 資料の説明はないのか。

辻村総務部次長兼人事課長 費目を複数まとめますので、人件費全般ということで、最後の 4 ページをお開きください。この度の人件費の補正は人事異動に伴う調整ということですが、一般会計全体では 1, 831 万 7, 000 円を増額し、補正後の額を 42 億 2, 731 万 6, 000 円とするものです。費目ごとの補正額の内訳は、1 節報酬については、パートタイムの会計年度任用職員の勤務実績から 288 万 6, 000 円を増額するものです。2 節給料については、4, 734 万 3, 000 円を減額するもので、主な要因は育児休業等に係る給料の減額等によるものです。3 節の職員手当等については、6, 692 万 8, 000 円を増額するもので、主な要因としては、退職者の増と時間外勤務手当の増によるものです。次に 4 節共済費については、371 万 4, 000 円を減額するもので、要因としては育児休業等に係る給料の減額等によるものです。次に 9 節旅費については、パートタイムの会計年度任用職員の通勤手当相当部分について、勤務実績から 41 万 5, 000 円を減額するものです。最後に 19 節の職員福祉費については、2 万 5, 000 円を減額するもので、職員の退職等に伴う調整です。以上です。

松尾数則分科会長 人事課の説明は終わりましたので、続きまして、他の歳出の説明をお願いします。

河上市民活動推進課長 それでは市民活動推進課分の説明をさせていただきます

す。予算書 22 ページ、23 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、16 目ふるさと推進事業費、18 節負担金、補助及び交付金の地域コミュニティ事業助成金 380 万円の増額は、財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業として、地域コミュニティの健全な発展を図るため実施されているもので、令和 3 年 8 月に追加募集により二つの自治会から応募がありまして、令和 3 年 11 月 2 日に県を通じて交付決定がなされましたので、今回の補正で予算計上するものでございます。交付対象といたしましては、南若山自治会と、七日町自治会でございます。地域イベント等で利用する機器等の購入費として、南若山自治会は 250 万円、七日町自治会は 130 万円、合計 380 万円を助成するものでございます。購入予定の品目につきましては、南若山自治会がテント 6 台、折り畳み椅子 54 台など、七日町自治会が長机 20 台などとなっております。これに対する歳入でございますが、16 ページ、17 ページを御覧ください。21 款諸収入、4 項雑入、3 目雑入、2 節総務費雑入のうち、宝くじ助成金として 380 万円を計上しております。次に、歳出に戻りまして 22 ページ、23 ページにお戻りいただければと思います。2 款総務費、1 項総務管理費、21 目市民活動推進費、10 節需用費の修繕料 495 万円の増額は、公民館から地域交流センターに移行するための施設の看板等の改修費用となります。これは、議案第 87 号地域交流センター条例の制定に伴う補正予算でありまして、本議案を議決いただくことがかなえばということになりますので御容赦いただければと思います。内訳につきましては、本日お配りしております資料を御覧いただければと思います。本山公民館は、玄関正面の箱文字改修などにより、34 万 4,000 円。赤崎公民館は、同じく玄関正面箱文字及び銘板改修などにより、30 万 4,000 円。須恵公民館は、公民館、福祉センター正面の箱文字改修などにより、43 万 8,000 円。小野田公民館は、玄関前の銘板の改修により 7 万 2,000 円。高泊公民館は、玄関正面の箱文字改修などにより、19 万 7,000 円。高千帆公民館は、木製看板の改修などにより、16 万 4,000 円。高千帆福祉会館は、玄関正面箱文字改修などにより、38 万 4,000 円。有帆公民館は公民館、福祉会館、玄関正面箱文字改修などにより、42 万 8,000 円、厚狭公民館は、玄関前は箱文字及び、県道標識改修などにより、60 万 6,000 円。出合公民館は、玄関正面箱文字改修などにより、32 万 4,000 円、厚陽公民館は玄関前看板改修などにより、19 万 2,000 円。埴生公民館は玄関前箱文字及び、県道から見

える標識改修などにより60万8,000円。諸経費として43万9,000円、消費税として45万円とし、合計で495万円としております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

梅田市民部次長兼環境課長 恐れ入りますが、補正予算書42、43ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、10節需用費のうち、燃料費を139万2,000円増額するものです。これは、斎場管理運営費として、山陽小野田市斎場で使用する燃料費について、灯油価格の上昇により予算が不足することが見込まれるため増額するものです。財源は全て一般財源となります。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

大井淳一郎委員 例の宝くじ助成金で、額が250万円のイメージがあるんですが、今回380万円になっております。追加募集ということでございますが、そうなった経緯を、いつもと違うので教えていただければと思います。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 冒頭の説明のとおり、南若山は250万円ですが、七日町は130万円ということで、上限が250万円です。下限が100万円ですので、七日町自治会は130万円の要望があったために130万円の申請をしております。

大井淳一郎委員 これまでのイメージとすれば、ふるさととか、時々古式行事とか、太鼓とかあるんですが、普通の自治会ですよ。こういったところが募集を受けてやったということなんですが、募集の過程に公平性がちゃんとあったのか確認したいと思います。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 今回の追加募集なんですけども、自治総合センターにおきまして、近年のコロナの影響でソフト事業に影響が出ているという関係で追加募集がありました。周知の方法として、募集があってから締切りまでの期間が短かったものですから、ホームページによって公表させていただきました。この二つの自治会からは、令和4年度の申請に向けて、事前にお話がありましたので、追加募集の打

診をしたところ、申請したいということでの希望がありましたので、この度の二つの自治会からの申請となったところでございます。例年ふるさとからの申請が多くございましたけども、自治総合センターの最近の要件といいますか、いろいろ厳しくなっております、単一コミュニティ組織の定義が単一コミュニティ組織というふうに変ってきております、全国的な動向を見ましても自治会の申請が多くなっております。ふるさとが必ずしも駄目というふうにははっきり言われてないんですけども、申請をして採用されるかどうかということになります。今回については自治会からの申請とさせていただいているところです。

大井淳一郎委員 確認ですが、来年度以降、今度は追加ではなく、従来どおりに戻るかもしれませんが、ふるさとに限らず広く自治会に募集をしっかりと周知していくという期間をちゃんと設けなければいけないと思うんですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 周知に関しては、今まで様々な議論といいますか、検討しておりますので、当然ながら広報、ホームページ等で広く周知をさせていただいて、公平性のある助成ができるように努めていきたいと考えております。

山田伸幸委員 宝くじで特定の自治会の事業に助成するという事なんですけど、今までであれば、例えば、ふるさと協議会なんかで購入されて、それはどこからでも借りられますよというふうなスタンスだったと思うんですけど、そういったことは今後できないということなんですか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 自治会で購入されたものは、基本的にテーブル、テント等で、自治会の祭り等で使用されるということです。市のふるさとで購入したのものに関しましては、引き続き、様々な地域団体やコミュニティ組織に対して貸出しを行っていききたいというふうに考えております。

松尾数則分科会長 期間が短かったということもあるんですけど、申請された自治会は、この二つの自治会ぐらいしかなかったんですか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 二つの自治会からのみです。

吉永美子委員 私の記憶が確かならば、以前はこういうものですよと写真を付けて、金額等も入れた資料で説明がなかったですか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 今回に関しましては、品目がテーブル、長机、テント等で、容易に想像できるものでした。複数のいろんな品目があれば、お示しするところではありますけれども、各自治会とも長机とテントということでしたので、申し訳ありませんが資料の提出はしておりません。

吉永美子委員 聞き損なったので確認させてください。南若山がテントとどういったものかというのをもう一回お願いします。七日町は、テントと長机20台ということではよろしかったですか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 再度御説明します。南若山自治会ですが、アルミワイドテントが6台、折り畳みパイプ椅子が54台、その他ですが、スポットクーラーという夏場に祭り等で使うものを購入されております。それが1台です。七日町が、長机が20台、テントが1台以上です。

吉永美子委員 市民活動推進費で地域交流センターの看板などなんですが、写真と資料を見せていただいて、変更箇所というところがありますが、小野田公民館以外は全て「ほか」が入っているんですけども、看板を付けただけではなくて、例えば付けるところをきれいにするとか、何かあるんでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 この看板の設置箇所を調べるときに、各館長とかに調査をしております。小野田公民館に関しましては、この写真に載っている小さい銘板のみというふうになっておりますので、小野田公民館に関しては1か所のみの改修となる予定です。

吉永美子委員 だから、小野田公民館以外は「ほか」がありますが、例えば写真を見ると、赤崎公民館にしろ、高泊公民館にしろ、今度張りつけられるであろうと予想されるところがかなり傷んでいるので、そこもきれいになるんでしょうかという意味で、「ほか」はどういう意味ですかとお聞

きました。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 失礼しました。今回の看板の改修につきましては、既存の箱文字等を除いて、新しく同じような箱文字で、地域交流センターという名称の看板を付けるということにしております。「ほか」につきましては、正面玄関の看板以外にも、案内看板であるとかというものが施設の敷地内にありますので、そういった軽微な看板の掛け替え等を考えて、「ほか」というふうな表現をさせていただいております。

吉永美子委員 考え方としては、写真にありますように同じところに張りつけるとなると、後ろ側がかなり傷んで見える赤崎公民館にしろ、高泊公民館にしろ、きれいにして張りつけ直すという考えはないということですか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 既存の箱文字を取り除いた際に、穴が空いていたりするものに関しましては補修をさせていただきますけれども、周辺の壁の部分というところまで新しくきれいにする費用に関しては、今回計上しておりません。

吉永美子委員 なぜでしょうか。市としての考え方としては、新たな地域交流センターということで、このようになりますよという思いを持ってされていると思うんですけども、後ろのところは全く何もしないでという考え方で、分かればいいということですか。

河上市民活動推進課長 吉永委員がおっしゃることは十分理解できます。実際その看板を取り付けるに当たって、さびてなかなか取り付けができないとか、新しい看板を付けるに当たってあまりに見栄えが悪いということであれば、しっかり協議を進める中で、改修、修繕等も考えてまいりたいというふうに思っております。

奥良秀委員 今の続きなんですけど、この495万円の中で、箱文字以外の標識とか、道路標識とか、どちらが高いんでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 箱文字のほうが当然高くて数十

万円するものもございます。案内看板に関しましては、上からシールを貼ったりで済むものもございますので、数千円のものもございます。

奥良秀委員 仮にそうであるならば、議案が通ったらの話なんですけど、例えば、地域的には銘板で終わっているところ、箱文字で終わっているところ、そこら辺の見栄えで不公平が出てくると思うんですが、どういうふうなお考えでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 確かに写真を御覧のとおり、建設時期等も違いますので、案内看板にそれぞれ差異がございます。基本的には、書式等まで検討していないんですけども、箱文字に関しては、現状の箇所には統一感を持たせるかどうかというのを、今から検討させていただき、看板の表示をしたいというふうに考えております。銘板等のみの看板のところもありますし、銘板等で設置ができるかどうかというのがありますので、基本的には現状のとおり、同じ箇所にそのまま改修をしていきたいと考えております。

奥良秀委員 建設の時期、設置の時期という話があったんですが、例えば、小野田公民館は改修したばかりですよ。では何でしなかったのという話になってきますので、その辺はよく考えられてやられたほうがいいと思いますし、果たして公民館からセンターという名前になったときに、見栄えが必要なのかというのもよく考えていただきたい。こういったところにお金を使うべきなのか、使わないべきのかもきちんと考えて、行っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 見栄えについてですけども、銘板、箱文字等の設置箇所については、入り口付近にございますので、ある程度の見栄えといいますか、皆様方に気持ちよく来館していただけるような見栄えはある程度は必要かというふうに思っております。ただ一方で、かなりの金額が必要となりますので、あまり華美にならない程度の事業として進めていくことができたらというふうに思っております。

奥良秀委員 できれば、華美にならないようにという話もあったんですが、不公平感がないようにやられるのも市の事業だと思いますので、その辺はよく研究されたほうが私はいいと思いますので、御検討のほどよろしく

お願いします。

白井健一郎副分科会長 確認なんですけど、公民館を地域交流センターに移行することはもう確定したんでしょうか。

松尾数則分科会長 これからです。

吉永美子委員 42ページ、43ページの燃料費で、先ほど斎場の燃料費ですと言われましたが、この斎場の燃料費というのは、どのような項目ですか。

山根環境課生活衛生係長 需用費の中にある燃料費になります。その燃料費なんですけれども、斎場で御遺体を火葬するときに使用する燃料となります。

吉永美子委員 これには光熱水的な電気代とかは全く入っていないということですよ。総合的な斎場の運営という部分では、今指定管理になっていますが、燃料費で出てきているからお聞きするんですけど、全ての部分が当初より、昔の古いときよりもやはり費用が掛かっているというところはありますか。こういうふうに燃料費も上がってきましたが、いかがでしょうか。

山根環境課生活衛生係長 斎場の運営につきましては、電気代は確かに上がっているところもございます。ただ、ほかの部分については昔の斎場の運営と特に変わりはなく、金額としてほぼ同価格になっていると私は認識しております。

吉永美子委員 燃料費が高騰しているので出しますということは理解します。電気代については上がっているとおっしゃったんですかね。それ以外は変わらないけど、電気代については上がっていて、その対応というのは、現実には指定管理者が負担をしているという認識を持ってよろしいですか。

山根環境課生活衛生係長 おっしゃるとおりでございます。

吉永美子委員 こういったことというのは、大変な思いをされる業者を出してはいけないと思っていて、だからこそ先ほどの議案のときにも、固定費とか、あの辺で大丈夫なのかなと思ったのでお聞きしたんですが、これは指定管理を受けている会社に頑張ってもらおうということで、市としては対応を考えていないということですね。

梅田市民部次長兼環境課長 補正で計上している灯油代につきましては、財政課が個別に単価を決めており、その計算で行うこととなりますので、結果的にこの時期に足りなくなりそうだとということが判明しましたので、今回補正を計上しています。その他の電気代等につきましては、通常の契約の電気価格ということで請求が来ます。現在は不足するというようなところまで行っておりませんので、補正等は考えておりません。もしも3月ぐらいの段階で不足するような事態が想定されれば、また、願います。願うような形になろうかと思えます。

松尾数則分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑は打ち切りたいと思えます。審査番号1は、これで終わりたいと思えます。午前中の審査はこれで終わりたいと思えます。1時から福祉部の審査を始めます。（発言する者あり）休憩と言いましたけど、健康増進課が来ていますので、続行したいと思えます。健康増進課から説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第13回）、健康増進課分について御説明させていただきます。補正予算書の42、43ページをお開きください。4款1項1目22節償還金、利子及び割引料の償還金292万1,000円のうち、12万4,000円が健康増進課分です。これは、令和2年度の健康増進事業及び自殺対策強化事業における決算確定による補助金精算に伴う償還金です。4款1項2目22節償還金、利子及び割引料の償還金195万円のうち、1,000円分は令和2年度のポリオ2次感染による健康被害救済事業の精算を行った結果、返還するもので、残り194万9,000円は、令和2年度の感染予防事業における決算確定による補助金精算に伴う償還金です。44、45ページをお開きください。4款1項7目17節備品購入費37万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、体温検知機能つき顔認証カメラ2台を購入し、保健センター

と急患診療所に設置するものです。この事業に関する財源につきましては、歳入の16、17ページをお開きください。18款1項2目1節衛生費寄附金30万7,000円、この財源を充てます。引き続き、歳入を御説明いたします。14、15ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費国庫補助金33万8,000円は、新型コロナワクチン接種の予約補助のため、6月末から7月末までに配置した会計年度任用職員1年分の給料及び当初予算で配置されている会計年度職員2名分の手当等の補正に伴い、その財源である国庫補助金を補正するものです。16、17ページをお開きください。16款3項3目1節保健衛生費県委託金16万2,000円は、県の委託を受け実施している地域外来検査センター事業における、会計年度任用職員1名分の人件費等補正に伴い、その財源である県委託金を補正するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 健康増進課の説明が終わりましたが、まだ何かあるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 44、45ページをお開きください。説明が抜けておりました。4款1項6目保健センター運営費に係る報酬給料等に関する補正に関しましては、人事異動に伴う人件費の調整となっております。

松尾数則分科会長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 保健センターの運営費のところでお聞きしたいんですが、現在、職員は正規職員、会計年度任用職員、ほかにもあるかもしれませんけれど、こういった人事配置になっているのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現在、健康増進課に配置されておりますのは、正規職員が15名、任期付職員が2名、会計年度任用職員が6名となっております。余談ですが、ワクチンに関しましては、総務課から応援職員を頂いておりますので、これ以上の人員で行っております。

吉永美子委員 47ページのところの機械器具費37万2,000円です。これは顔認証の分を2台、保健センターと急患診療所に配置ということで

すが、イメージとしては、市役所に置いてあるものと同じものなのかということと、1台ずつ設置した理由をお聞かせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 機械の種類につきましては、同じようなものをイメージしていただいて結構です。この度の2台設置に関しましては、今年の6月補正において、市役所内の不特定多数が不定期に訪れる場所については、同じように体温検温機能付きの顔認証カメラを設置しておりますが、保健センターにつきましては、各種事業を延期、中止しているということで、窓口にあまり不特定多数の方がいらっしゃることがないということと、ワクチンの接種でレンタルをしておりました関係で購入をしておりませんでした。この度、御寄附を頂いたということもあり、事業の再開に伴って必要ではないかということで購入させていただくものです。

吉永美子委員 保健センターについてはお話がありました。急患診療所についてはどうですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 同じ理由で購入させていただきます。

奥良秀委員 顔認証カメラということなんですけど、1階に置かれているカメラ付きの検温ですよ。あれは非接触型のカメラの体温計と思うんですよ。顔認証というと顔を出したときに温度を測って、どこの部署の人ですよとか分かるようなものだと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

林健康増進課主査兼健康管理係長 購入予定のものなのですが、市役所本庁に置いてあるものと同等のものを考えております。非接触のような形になりますので、そちらで認証して体温を図るようなものを想定しております。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 先ほどの説明の追加になります。この認証カメラ付きの体温測定器ですが、オプション機能で顔を認証してとかいう労務管理にも使えますが、この度はそこまでの機能を付けずに、市役所に置いているものと同じ機能分を予定しております。

奥良秀委員 2台でこの金額は高いなと思いましたが、今の説明でよく分かりました。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ質疑はこれで打ち切りたいと思います。午前中の審査はここで終わります。1時から次の審査に入りますので、よろしくお願いします。

---

午前11時55分 休憩

---

---

午後1時 再開

---

松尾数則分科会長 それでは引き続き審査を行います。一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会の審査番号2、子育て支援課から説明いただけますか。

長井子育て支援課長 それでは、議案第80号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第13回)の歳入について、子育て支援課分を御説明いたします。一般会計補正予算書の18、19ページをお開きください。21款諸収入、4項雑入、4目過年度収入、1節過年度収入のうち、子育て支援課所管分は、児童手当国庫負担金10万6,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金462万1,000円、子どものための教育・保育給付費県負担金131万円、入所施設措置費国庫負担金26万6,000円、入所施設措置費県負担金13万3,000円で、いずれも令和2年度の各事業負担金の精算に伴う追加交付の計上です。子育て支援課の説明は以上です。

亀崎国保年金課長 それでは引き続き一般会計補正予算(第13回)の歳入について、国保年金課分について御説明いたします。同じく、18ページ19ページを御覧ください。21款4項4目過年度収入、1節過年度収入のうち、4行目の療養給付費負担金精算金は、後期高齢者医療保険の療養給付費負担金の令和2年度の額が確定したことにより、5,927万2,000円の還付を受けるものです。国保年金課分は以上です。

松尾数則分科会長 以上で歳入の説明を終わります。質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ありませんので、歳出の説明をお願いします。

麻野高齢福祉課長 それでは、歳出について高齢福祉課分から御説明します。

32、33ページをお開きください。上段3款1項1目社会福祉総務費の高齢福祉課分について御説明いたします。22節償還金、利子及び割引料につきまして、償還金を299万9,000円増額しております。内訳といたしましては、令和2年度における疾病予防対策事業費等補助金の精算に伴う国からの超過交付金を返還するための償還金が261万5,000円。令和2年度における低所得者保険料軽減国庫負担金及び県負担金の精算に伴う国と県からの超過交付金を返還するための償還金がそれぞれ25万5,750円と12万7,875円になります。続きまして、その下の27節繰出金の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への繰出金を439万8,000円減額するものでございます。この内訳といたしましては、事務費繰出金に係るものが、令和2年度決算の認定に基づく精算や、令和3年度のシステム改修事業補助金の内示に伴うもの等で、247万6,000円の減額。また、地域支援事業費繰出金に係るもので、地域支援事業費の補正に伴って、104万6,000円の減額。また、給与費等繰出金に係るもので、人件費の調整に伴って、87万6,000円の減額となっております。高齢福祉課からは以上です。

亀崎国保年金課長 それでは、歳出について国保年金課分について御説明します。同じく32ページ、33ページをお願いします。上段3款1項1目社会福祉総務費、27節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金を538万4,000円減額するものです。内訳は、国民健康保険基盤安定繰出金が327万4,000円の減額、職員給与費等繰入金137万2,000円の減額及び国民健康保険負担軽減対策繰出金73万8,000円の減額となります。主な理由は、額の確定及び人事異動によるものです。国民健康保険は一旦ここで説明を終わります。

吉村障害福祉課長 障害福祉課分を御説明いたします。同じく32ページ、33ページをお開きください。32ページの上から2段目、上から2枠目の3款1項2目障害者福祉費18億3,255万4,000円を1億5,921万円増額し、19億9,176万4,000円にするものです。当初予算額の執行状況を確認し、決算見込額を見込んで補正額を算出いたしました。内訳としましては33ページを御覧ください。11節役務

費の手数料につきましては、計画相談給付費、障害児相談支援給付費、障害福祉サービス費・障害児給付費等支給手数料を450万円増額するものです。増額の主な理由としましては、報酬改定、主任相談支援専門員配置加算、サービス担当者会議の実施加算によるものです。19節扶助費につきましては、グループホーム給付費を1,630万円、生活介護給付費を3,440万円、施設入所支援給付費を1,330万円、就労移行支援給付費を830万円、就労継続支援(A型)給付費を360万円、就労継続支援(B型)給付費を2,550万円、児童発達支援給付費を960万円、合計1億1,100万円増額するものです。増額の主な理由としましては、グループホーム、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援B型、児童発達支援は見込みに比べて利用者が増加したことによるものです。生活介護、就労継続支援Aは利用日数が増加したことによるものです。22節償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度の特別障害者手当等給付費、障害福祉サービス費等の支給実績に基づく国庫負担金の精算、山口県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金の交付実績、令和2年度障害者総合支援事業費補助金の実績に基づく、国庫補助金の精算による償還金です。合計4,371万円増額し、超過分の国庫負担金及び補助金等を返還するものです。なお、これらの財源として、14、15ページをお開きください。国庫支出金につきましては、一番上の1民生費国庫負担金の枠を御覧ください。歳入の15款1項1目1節社会福祉費国庫負担金の自立支援給付費5,132万1,000円と障害児支援給付費の619万9,000円を増額します。国庫補助率につきましては2分の1です。次に県支出金につきましては、同じページの一番下の1民生費県負担金の枠を御覧ください。16款1項1目1節社会福祉費県負担金の自立支援給付費の2,566万円と障害児支援給付費の309万9,000円を増額します。県費補助率については4分の1です。説明は以上です。

麻野高齢福祉課長　続きまして、32ページ、33ページ。中段、3目高齢者福祉費について御説明をいたします。3款1項3目高齢者福祉費、18節負担金、補助金及び交付金の地域介護・福祉空間整備交付金事業補助金346万5,000円は、地域密着型高齢者施設のスプリンクラー設備整備事業に対する補助金です。これは、国の令和2年度第3次補正予算等を財源に高齢者の安全・安心な生活を確保するため、高齢者施設の防災・減災対策を推進し、スプリンクラー設備等の整備を行い、施設の

防火安全対策を講じる国庫補助事業でございます。今年度、一つの事業所から申請があり、10月13日付で事業採択されたことから、この度、補正予算を計上するものです。対象施設は、厚狭地区の地域密着型通所介護事業所になります。この事業の補助対象額346万5,000円全額を国が補助し、市を経由して事業所へ全額補助することになります。あわせて、特定財源について御説明をします。14ページ、15ページをお開きください。中段、15款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として、346万5,000円を計上しております。お手数ですが32、33ページに戻っていただき、高齢者福祉費の19節扶助費の老人保護措置費は、令和3年度の老人保護措置費の決算見込みについて、上半期の状況や、措置入所者数の状況、令和2年度下半期の状況を勘案し、140万8,000円増額するものです。あわせて、特定財源について御説明します。12ページ、13ページをお開きください。中段、13款2項1目1節社会福祉費負担金の高齢者福祉費負担金を老人保護措置費の自己負担分として、28万1,000円を計上しております。32ページ、33ページに戻っていただき、高齢者福祉費の22節償還金、利子及び割引料の償還金を2万6,000円増額しております。これは、令和2年度における介護保険事業費補助金の精算に伴い、県からの超過交付金を返還するための償還金です。高齢福祉課からは以上です。

亀崎国保年金課長 同じく32ページ、33ページの下から2段目、4目後期高齢者医療費について御説明いたします。3款1項4目後期高齢者医療費を295万2,000円減額し、補正後の額を11億9,845万8,000円とするものです。27節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金を295万2,000円減額するもので、内訳は、後期高齢者保険基盤安定繰出金を額の確定に伴い753万1,000円減額し、人事異動に伴う職員給与費等を457万9,000円増額するものです。先ほど御説明いたしました国民健康保険特別会計繰出金と、この後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、特定財源があります。恐れ入りますが、14ページ、15ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計繰出金のうち、国民健康保険基盤安定繰出金の特定財源として、上段の15款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費国庫負担金の国民健康保険基盤安定費を、92万2,000円の減額。下段の16款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費県負担金の国民健康保険基盤安定費を、

153万5,000円減額しています。また、国民健康保険負担軽減対策繰出金の特定財源として、同節2行目の国民健康保険負担軽減対策費を、36万9,000円減額しています。次に、後期高齢者医療特別会計繰出金の特定財源といたしまして、同節4行目の後期高齢者医療保険基盤安定費を、564万7,000円減額しています。国保年金課分の説明は以上になります。

長井子育て支援課長 子育て支援課分について御説明いたします。一般会計補正予算書の36、37ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を1,985万9,000円増額し2億5,323万6,000円とするもののうち、人件費以外の2,236万4,000円の増額について御説明します。18節負担金、補助及び交付金、施設整備補助金108万円の減額は、私立保育所施設整備事業費の事業内容変更によるものです。22節償還金、利子及び割引料2,344万4,000円は、令和2年度のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、保育対策総合支援事業費、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費の精算に伴う国庫補助金及び県補助金の償還金です。18節の減額に伴う特定財源の補正について御説明します。14、15ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、保育所等整備交付金484万5,000円のうち72万円を減額し、続いて18、19ページの22款市債、1項市債、2目民生債、1節児童福祉債30万円を減額するものです。36、37ページにお戻りください。3款、2項、2目児童措置費は2,930万6,000円減額し、31億100万2,000円とするものです。これは児童手当の制度改正に伴う諸費用の増額、各事業費の決算を見込んだもの及び前年度までの事業費の精算に伴う国、県への償還金です。最初に児童手当の制度改正に伴う補正について御説明します。現在、児童手当は3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円、3歳から小学校修了前までの児童が第1子、第2子の場合は1人につき月額1万円、第3子以降の場合は1人につき月額1万5,000円、中学生は1人につき月額1万円を児童を養育している方に支給しています。しかし、これには所得制限があり、お配りした資料1を御覧ください、所得制限の一覧を資料の左下にある表に示しています。現行の制度では、表の①所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童の年齢に関係なく1人につき一律月額5,000

0円の支給となります。ところが、令和4年6月1日施行の児童手当法改正により、同年10月支給分の児童手当から特例給付について所得上限額が設けられます。これが表の②に示した額になりますので、②の額以上となった場合は支給対象外となります。また、受給者の負担軽減等のため、令和4年分から児童手当現況届の一律の提出義務が見直され、市町村長が届出により届けられるべき内容を公簿等によって確認することができる場合は、現況届の提出が原則不要となり、この詳細については資料1の裏面に示しています。これらの制度改正に対応するため、3節職員手当等、時間外手当を3万8,000円増額、制度改正を周知するための消耗品費や印刷製本費として10節需用費を20万円増額、郵便料として11節役務費を33万6,000円増額、システム改修委託費として12節委託料を346万3,000円増額するものです。児童手当制度改正以外に係る補正については、12節私立保育所運営費3,000万円の減額は決算を見込んだものです。18節負担金、補助及び交付金1,300万円の減額も決算を見込んだものです。内訳は施設等利用給付費負担金が300万円減額、私立幼稚園運営費負担金が1,000万円減額です。19節扶助費3,100万円の減額も決算を見込んだものです。内訳は乳幼児医療助成費が市単独事業分と合わせて800万円減額、子ども医療助成費が1,200万円増額、児童手当が2,500万円減額、児童扶養手当が1,000万円減額です。22節償還金、利子及び割引料4,065万7,000円は、令和2年度の児童手当、児童扶養手当、子育てのための施設等利用給付費及び子ども・子育て支援交付金、令和元年度の保育対策総合支援事業費、並びに令和元年度及び2年度の山口県保育所障害児受入促進事業費の精算に伴う国費及び県費負担金、補助金の償還金です。12節から19節までに伴う特定財源の補正について御説明します。12、13ページをお開きください。13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、保育所運営費負担金を1,000万円減額、14、15ページをお開きください、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費国庫負担金のうち児童扶養手当給付費340万円減額、児童手当2,146万6,000円減額、子どものための教育・保育給付交付金1,491万8,000円減額、子育てのための施設等利用給付交付金150万円減額、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費県負担金、児童手当176万円減額、子どものための教育・保育給付交付金814万円減額、子育てのための施設等利

用給付交付金75万円減額、16、17ページの16款2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、乳幼児医療助成費155万円減額を計上しています。児童手当法の改正に伴う補正の特定財源については、内閣総理大臣が認めた額の児童手当制度改正実施円滑化事業費が補助金として交付される旨の通知はなされていますが、その補助額は定額とされ、詳細が明らかになっておりませんので、事業費は全額一般財源で計上しております。詳細が明らかになりましたら財源を組み替えます。36、37ページにお戻りください。3目ひとり親福祉費を256万2,000円増額し、2,677万8,000円とするものです。内訳は18節負担金、補助及び交付金144万7,000円の減額は、ひとり親家庭高等職業訓練促進・修了支援給付金の決算を見込んだものです。22節償還金、利子及び割引料400万9,000円は、令和2年度のひとり親家庭高等職業訓練促進・修了支援事業及びひとり親自立支援給付事業の精算に伴う国庫補助金の償還金です。18節の補正に伴う特定財源の補正を御説明いたします。14、15ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業費108万5,000円の減額を計上しています。続いて38、39ページをお開きください。3款、2項、4目保育所費を1,909万9,000円減額し、12億4,937万8,000円とするもののうち人件費以外の17節備品購入費20万円の増額について御説明します。これは法人から子育て支援に役立ててほしいとの趣旨で御寄附を頂きましたので、園児が戸外で積極的に体を動かして遊べるよう乗用玩具を購入し、日の出保育園で活用するものです。これを含む4目に係る特定財源の補正については、12、13ページをお開きください。14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節民生使用料、保育所使用料771万円の減額は公立保育所保育料の決算を見込んだ減額です。続いて、16、17ページをお開きください。先ほど御説明した寄附金20万円を18款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、1節民生費寄附金に計上しております。38、39ページにお戻りください。3款、2項、6目児童クラブ費は177万6,000円減額し1億2,612万4,000円とするものです。これは17節備品購入費の減額で、児童クラブのエアコン設置工事が完了したことに伴う精算です。これに伴う特定財源の補正については、14、15ページをお開きください。15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金のうち子ども・子育て支援交

付金28万8,000円減額、16、17ページをお開きください、16款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金のうち、子ども・子育て支援交付金28万8,000円減額を計上しております。次に、42、43ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、22節償還金、利子及び割引料292万1,000円のうち、279万7,000円が子育て支援課所管分です。これは令和2年度の未熟児養育医療負担金の精算に伴う国庫及び県費負担金の償還金です。最後に財源の組替えについて御説明をいたします。14、15ページをお開きください。15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、保育所等整備交付金484万5,000円減額のうち412万5,000円の減額については、6月議会の第4回補正で予算措置した私立保育所施設整備補助金に関するものです。第4回補正の時点では、国庫補助金として412万5,000円を計上しましたが、県の子育て支援特別対策事業施設整備費補助金の対象事業となることから、財源の組替えを行うものです。組替え先は、16、17ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、子育て支援特別対策事業施設整備費補助金を412万5,000円増額しています。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりました。民生費の32、33ページから行きたいと思います。

山田伸幸委員 障害福祉費の扶助費です。先ほどの説明ではグループホームの施設入所者に関する報酬加算ということなのですが、障害福祉で関わっておられるグループホームというのは何か所ぐらいあって、この金額になったのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 市内のグループホームは3か所ですが、圏域のグループホームを利用されている方もいらっしゃいますので、確かな数字が今はないですが、10か所程度は使われております。

大井淳一朗委員 高齢者福祉費の中の地域介護・福祉空間整備交付金事業補助金のスプリンクラーですが、事業所の防災対策にも必要なものでありますが、一つの事業所が申請ということですが、事業所の負担を参考まで

にお聞きしたいのと、こういったメニューがあるということをごきちんと事業所にいろいろな機会を設けて周知できているのかについて、お伺いします。

大井高齢福祉課主幹 周知につきましては、毎年ある事業ですので、事業所は分かっていると思います。新規メニューが増えますと、その時点でメニューの追加をお知らせしております。事業所の負担につきましては、今回は補助基準内に事業費が収まっておりますので、事業費の負担はありません。

山田伸幸委員 スプリンクラーは非常に重要な設備ですが、一応市が関わる事業所としては全部設置されているのでしょうか。

大井高齢福祉課主幹 平成27年だったと思いますが、そのときに消防法の改正で設置しなくてはならないという基準ができております。猶予期間が2、3年あったと思いますが、その時点で設置を義務化されているところにつきましては全部設置が終わっております。今回の事業所につきましては、小さいところで設置義務はありませんが、事業所が宿泊の関係もあり、自主的に設置されるということで申請がありました。

白井健一郎副分科会長 3款1項2目19節の扶助費なんですが、利用者が増加したという話がありましたが、これは背景が何かあったりとか、何か傾向があったりするのでしょうか。

松尾数則分科会長 分かりましたか。（発言する者あり）もう1回質問してください。

白井健一郎副分科会長 扶助費の諸々です。これは全て増額ですから。グループホームの話が出ましたので、それを除いて、生活介護給付費から、施設入所支援給付費、就労移行支援給付費、就労継続支援（A型）給付費、就労継続支援（B型）給付費、児童発達支援給付費について、利用者が増加したという話ですが、それについての背景、あるいは何か増加した最近の傾向とかがありますでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 実際にその利用者が増加する背景、傾向等は特

にはないのですが、基本的には利用が必要になった段階で、御相談に来られて、どういったサービスを使っていくかという調整を相談員が行った後に、利用を開始するという流れになります。全体的な大きな背景があつてというのではなく、利用の必要な方がこの年度に利用されたため、利用者が増えてきたというふうに把握しております。

松尾数則分科会長 次のページに行きます。34、35ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）なしですね。次の36、37ページ。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）38、39ページ。

大井淳一郎委員 園用器具費の財源の中の一つに寄附金がありますけれども、寄附をしてくださった方へのフォローというか、御礼の文章を書くだけじゃなくて、このようなものに使われましたとかいうものは周知できているのかという点と、自治体によっては、こういう寄附を頂き、こういうのに使いましたということをホームページとかにアップして、寄附を呼び掛けるという意味ではないんですが、このように有効活用させているということを情報公開している自治体もあるんですが、その実態も教えていただければと思います。

長井子育て支援課長 この度の寄附につきましては、先日行いました寄附採納式の際に、どういった目的に使用するというのは、寄附を頂いた方にお伝えしております。近年子育て支援に関する寄附をたくさん頂いておりますので、そちらにつきましては、ホームページでの掲載等も考えたいと思います。

松尾数則分科会長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次のページに移ります。40、41ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）残りでありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですね。特定財源もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで質疑は終わりたいと思います。以上で審査番号2は終了させていただきます。お疲れ様でした。

---

午後1時44分 散会

---

令和3年11月25日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松尾 数則